

令和2年1月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年1月27日（月）午後2時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年1月27日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 神 崎 享 子 | 1 4 番 | 山 口 貞 雄 |
| 2 番 | 渡 貫 直 正 | 1 5 番 | 漆 原 豊 彦 |
| 3 番 | 吉 原 豊 | 1 6 番 | 櫻 井 一 雄 |
| 4 番 | 熊 山 直 行 | 1 7 番 | 佐 藤 賢 一 |
| 5 番 | 宮 治 潔 | 1 8 番 | 宮 治 時 男 |
| 6 番 | 上 田 洋 子 | 1 9 番 | 與 安 義 昭 |
| 7 番 | 井 上 哲 夫 | 2 0 番 | 加 藤 登 |
| 8 番 | 古 谷 修 一 | 2 1 番 | 佐 川 俊 夫 |
| 9 番 | 桐ヶ谷 慶 導 | 2 2 番 | 佐 藤 智 哉 |
| 1 0 番 | 齋 藤 義 治 | 2 3 番 | 鈴 木 隆 弘 |
| 1 1 番 | 渡 邊 文 雄 | 2 4 番 | 浅 場 宣 靖 |
| 1 2 番 | 飯 田 芳 一 | 2 5 番 | 福 岡 則 夫 |
| 1 3 番 | 田 代 惠美子 | | |

欠席委員は、次のとおり

| | | | |
|---|--|---|--|
| 番 | | 番 | |
|---|--|---|--|

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

| | | | | | |
|------|-----------|----|---------|------|---------|
| 事務局長 | 加 藤 敦 | 主幹 | 草 柳 真 治 | 主幹補佐 | 福 岡 信 二 |
| 主任 | 落 合 麻 依 子 | | | | |

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 76号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の
申し出について
- 日程第 5 議案第 77号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 6 議案第 78号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 79号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 8 議案第 80号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に
ついて
- 日程第 9 議案第 81号 非農地証明願について
- 日程第 10 報告第 15号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第 11 議案第 82号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員25名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さんこんにちは。年が明けまして大分たちますが、本年もよろしくお願い申し上げます。

また本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

最近は、メディアですとか本など、いろいろなもので農業に関することがかなり話題になっております。私もいろいろ見たり聞いたりしていますけれども、最近、ちょっと気になった本がありました。もし知っている方がおられたら、一回ぜひ読んでいただきたいと思います。『日本を救う未来の農業』という本がちくま新書から出ております。竹下正哲さんが書かれています。農業も、見方によってこうも違うのかと思われるものが書かれています。

特に、最初にショックを受けたのが農薬の問題です。農薬の危険性についていうと、すぐに中国が頭に浮かびますが、確かに中国が農薬の使用量では世界で一番多いそうです。その次に多い国は日本らしいということです。日本が2番目で、そして、アメリカやその他の農業国がいろいろ書いてありますが、日本の3分の1とか4分の1とか、少ない国では20分の1ぐらいしか農薬を使っていないということが書かれています。

これは、多分うそではないと思います。きちっとしたところから出ている数字だと思います。

だから、例えばスーパー等で消費者に、どこの農産物が一番危ないと思いませんかと聞くと、それは中国で、逆に安心なのはどこですかと聞くと、90%以上の人が日本の農産物が一番安心だということと言われるそうですが、農薬の

使用量からいくと、かなり上のランクになっているというのが現実だそうです。

また、農業の中で一番気になっているのは、1960年～1970年に米余りがありました。そのときに日本の国はどうしたかという、減反の政策をしたわけですが、減反政策をしたということは、米をつくるなということでやったわけですが、同じ敗戦国のドイツなどでは、農業もある程度生産をしていって、多くできた分は、みんな輸出に回したということです。そのときに、要するに農業というものをビジネスとして考えた。

しかし日本は、減反政策、補助金を使いました。その時点で外国との農産物の取引を、要するに鎖国をしてしまったということが言われています。

ことはちょうど東京オリンピック・パラリンピックが行われますので、外国から約3,500万人の方がいらっしゃるということでございますから、農産物に対する関心が非常に高まるのではないかと考えております。

また、TPPとかFTAの関係や、そのほかにもアメリカとの経済連携協定などがありまして、外国から非常に安い商品が入ってくるということが言われております。多分入ってくるでしょう。

それで、今、日本の農産物の価格は、世界平均からいくとかなり高い位置にあるそうです。そうすると、外国の農産物の輸出は、かなり日本に向けて来るのではないかとことは言われております。

このときに、国は果たしてどういう対策を打つのかということです。日本の輸出に関しては、1兆円の輸出をしようということで安倍さんが一生懸命やりましたが、昨年度は8,000億円ぐらいで終わってしまったというのが実情だそうです。

日本から安全で安心なものを外国に持っていっても、価格的に売れない。香港やシンガポール等で売っても、それこそ宝石店で売っているような農産物の価格ですから、最初は話題になるけれども、ほとんど輸出品として、商品として売れないというのが現状だそうです。

ですから、ことは、多分いろいろな面で農業が節目になるのではないかとことを感じました。

それでは、ただいまから1月の総会を開催させていただきます。よろしくお
願いを申し上げます。

事務局（加藤 敦事務局長） 齋藤会長ありがとうございました。

これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長に議長を
お願い申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開とすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これから会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順になっておりますので、1
4番の山口貞雄委員と15番の漆原豊彦委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 「農地法第3条の規定による許可申請について」、読
み上げをいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、
男2、女1。所有面積、耕作面積、ともに51a。譲渡人、住所氏名、記載の
とおり。当該農地、地番、瀬郷字中村の1筆及び瀬郷字中谷の2筆。地目、い
ずれも畑。地積、3筆合計3,331㎡。権利の種類、所有権（贈与による移
転）。申請理由、譲受人、譲渡人の体調不良により、安定した営農が継続でき
なくなったため。譲渡人、譲受人の要望により。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」から北に約190mの土地になります。

資料は6ページをお開きください。

農地の区分は、農用地域域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

本件につきましては、藤沢市内を中心に土木建築業を営んでいる法人が、経費削減により足場資材を自社所有することに伴い置き場を必要としている状況を受け、申請人が自ら資材置場として転用し、同法人に賃貸するものです。

当該地は、東側及び南側が宅地、西側が雑種地、北側は畑となっており、畑との境界に地上高10cmとなるようにコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧とし、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請人の代理人と面談し、周辺に残る農地や、近隣の住宅等に影響がないよう十分に配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第74号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第74号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上

程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第3、議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、78a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、大庭字聖ヶ谷の3筆。地目、全て畑。地積、3筆合計で746.91㎡。権利の種類、所有権。転用目的、太陽光発電設備。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、神崎委員。

1番（神崎享子委員） 本件の申請地につきましては、市道藤沢・石川線にある「善行小学校入口」交差点から北西側に約150mの土地になります。

資料は8ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、寒川町で不動産業を営むほか、自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売を行っており、申請地を中心に適地を探しておりました。当該地が立地条件もよく、面積も必要十分で最適な土地であると判断したということです。

当該地は、北側及び南側が道路、西側が畑、東側が、先日農地転用が許可され、資材置場用地の整備予定となっております。

北側を除く敷地境界には、地上高30cmを確保しコンクリートブロックを設置し、その上に1.5mの高さでフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

北側については、出入口部分にガードフェンスを設置し、その他の部分は地上高40cmを確保し、コンクリートブロックを設置し、その上に1.5mの高さでフェンスを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

なお、南側は道路から2～3m程度高くなっており、既存の擁壁があるため、擁壁の内側に前述のフェンスを設置します。

雨水については、敷地内の整地のみを行い、パネル設置箇所に雨水マスを設置し浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、近隣の農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

井上委員。

7番（井上哲夫委員） これは、太陽光発電の下は、何か農作物をつくるのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 落合主任。

事務局（落合麻依子主任） こちらについては、営農型の太陽光発電での設置ではありませんので、特に下には作付けは行いません。

7番（井上哲夫委員） それでいいということですか。

事務局（落合麻依子主任） はい。今まで農地法第4条で営農型太陽光発電の許可申請というのはありましたけれども、その際の転用部分というのは、あくまでも柱の部分だけでしたので、0点何平米という形で、かなり小さな面積でしたが、今回については、営農型ではないので、全体を転用する形となります。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

7番（井上哲夫委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他にございませんか。

神崎委員。

1番（神崎享子委員） 私は、実際に土地を見てきましたけれども、今おっしゃったように、今までの案件とは違って、これは転用という形の案件です。

これについて私たち思ったのは、ここの東側の土地は同じぐらいの大きさでしたけれども、つい先日、その東側の土地が農地転用で資材置場として出まして、そこは、要するに1枚の大きな畑でした。

私の言わんとするところは、今回は太陽光発電で出ています。前回は資材置場で出ています。資材置場で出たときに私たちは、1面の広い1,000㎡を超える土地として許可する場合は、県の許可が要るのですが、それを半分にして資材置場として出しているから、その残りの半分を、またすぐに転用として資材置場では出さないでくださいねということでお話をしたのですが、今回は資材置場ではなくて太陽光発電という申請が出ました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 今のお話については、今回の申請地の東隣のところについては、確かに神崎委員がおっしゃるとおり、過去に許可がされていますけれども、内容について、過去のものについては、資材置場であったということと、譲受人も、今回の譲受人と別の方になっておりましたので、別案件として、今回は確認をしています。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

1番（神崎享子委員） 今、私が何でこんなことを言ったかということ、地区協の会議は記録には残らないと思いますので、ここは、やはり総会で話し合ったというところを残したかったので、発言させていただきました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） はい。

他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第75号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 5 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 7 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第 4、議案第 7 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、借主が別の方に貸し付けるため、解約を申し出たものとなっております。この解約をされた土地につきましては、この後の、議案第 7 7 号の「利用権設定の申し出」に上程をされております。

番号 2 は、借主が、農地中間管理事業による賃借に変更するため、解約を申し出たものとなっております。この解約された土地は、この後の議案第 7 8 号の「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定」で上程をされております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 7 6 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 6 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第5、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して説明をさせていただきます。

番号1から番号5は、葛原を中心に69aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号6から番号10は、打戻で99aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分となります。

番号11は、このたび、藤沢市において新たに農業を開始する方で、有機栽培によりエンジンやケールなどを中心に経営をしていくとのこと。御所見・遠藤の地区協議会におきまして、御本人と面談をして、就農計画等について確認をしております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

説明は以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

利用権設定が行われている面積が大分増えてまいりましたが、利用権設定をしている農地等の状況はどんなものでしょうか。かなり具体的にやっているのか、それとも無農薬とか、ああいうところで、周りへの影響等もあるということも時々聞きますけれども、その辺は、利用権設定をされている農地の隣などに農地を持っているような方は、最近の状況はどうですか。

熊山委員。

4番（熊山直行委員） このところ話は聞かないのですが、番号1から番号5の借主の方は、面積を増やして、この間、地区協でも話を聞いたのですが、随分一

生懸命やっておられるということで、これだけの結構な面積を1人でやり切れるかなと心配したのですが、仲間が手伝いに来たりしてグループでやっているようでして、しっかりやっけていただいているようです。

議長（齋藤義治委員） 畑の状況などはどうですか。

17番（佐藤賢一委員） 畑の状況は、もともとの農家と比べると、新規就農者の方というのは、周りに草が生えていても、余りお構いなしというところはありませんね。もともと草一本生えていないという畑が多いのですが、その借り受けておられる土地も、荒廃地を利用して小麦を葛原のほうで作ったりしていたところが一部撤退して、そこを借りているような状態ですけれども、まあそれなりに畑はきれいにしていると思います。もともとの農家と比べると、ちょっと管理が甘いかなという感じはします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 地域との交流とか、地域との協調性というのはどうですか。

17番（佐藤賢一委員） 番号1から番号5の借主の方は、私の畑の隣でやっていらっしゃるんですけども、挨拶はいただきました。それ以上の交流は、今のところまだないですけれども、挨拶程度はしています。

議長（齋藤義治委員） 渡貫委員。

2番（渡貫直正委員） 私のほうで、10年以上荒れていた田んぼを一般法人に作っていただいているのですが、すごくきれいで、その下の案件にも出てきますが、その卒業生の方も、立派な野菜を作っております。

それから、すぐそばにある東勝寺というお寺が子ども食堂をやっているのですが、そこに、わいわい市を始め他で出せないような野菜、新鮮な野菜ですから、それをいただけないですかねと言ったら、喜んで提供したいということで、地域にも溶け込んでおります。

この総会が始まる前に農業水産課へ行って、一般法人からまた400坪ぐらい土地を借りたいという話がありましたので、伝えておりますけれども、いいグループといいますか会社が定着してくれて、挨拶もちゃんとしてくれますし、お寺さんにも協力してもらえますし、なかなかいい人が来てくれた

など思っております。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） いろいろ意見があるかと思いますが、今のところは、それほど大きな問題はないということでしょうかね。

それでは、他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第77号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第77号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第78号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第6、議案第78号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人神奈川県農業公社が農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で藤沢市に対し農用地利用集積計画案の作成について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき意見を求められたものです。

権利の設定を受ける借主は、昨年（令和元年）6月に新規就農をされた方で、現在、利用権設定により、高倉で14aを耕作しておりますが、先ほどの利用

権設定の解約の議案にありましており農地中間管理事業による賃借に変更するものでございます。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

私から一つ、今までは、例えばAから中間管理機構を通してBという二段階で流れがあったと思いますが、今回このように一度に議案として扱ったのは初めてだと思います。昨年の法改正で、このような形となったと思いますけれども、その辺を、事務局から改めて説明をお願いしたいと思います。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） ただ今のご質問について、説明をさせていただきます。

昨年の11月1日に、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正になりまして、具体的に言いますと、第19条の2という規定が追加になりました。

今までとの違いですけれども、これまでは、農地中間管理機構が農地を一回借り受けた後に貸主を探していたため時間がかかりかかっていた。具体的な期間で言いますと、借り受けをしてから別の方に貸し付けができるまで、約3カ月の時間がかかっていた。ですので、中間管理機構を通しての貸し借りが使いづらかったところが欠点として挙げられます。

今回の法改正によって、借主が決まった段階で、中間管理機構が申し出をすることができるようになりました。ただ、事前に神奈川県知事の同意を得る必要がございますので、議案の右側に「神奈川県知事の同意」と記載がありますけれども、中間管理機構を通してこの方に貸しますというところを神奈川県知事が同意した上で、今回議案として上程をされた形になります。

これによって、期間がかなり短縮されまして、通常の利用権と同様に、今回についても、翌月から利用権の設定が開始されるという形になっています。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 以上のようなのですが、おわかりになりますか。

渡貫委員。

2番（渡貫直正委員） 以前にやっている利用権設定から中間管理機構に行ったのには、融資を受けやすくなったという話を、地区協でちょっと聞いたことがありますが、それについての説明はできますか。

事務局（落合麻依子主任） 補助金の話かと思えますけれども、今回の借主の方もそうですが、中間管理機構を通しての貸し借りにすることによって、次世代投資資金という新規就農の方の補助金が受けられることになっております。ですので、この方も、利用権設定をあえて解約をして、中間管理機構で借り直しているのは、補助金を受ける目的のためとなっております。

2番（渡貫直正委員） 借主の方と話しているときに、実はトラクターが欲しいのだと。それで、一般法人がそばでトラクターを持っているのですが、そこの卒業生としても、いつまでも借りていられないということで、この制度ができて、融資を受けることができ、自前のトラクターを買えるということで大変喜んでおりましたので、こういう方法もありますよということを、皆さんも承知しておいて勧めあげると、本当に農業を目指している方が参入しやすくなるのではないかと思います。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） そうすると、メリットとしては、要するに手続きの期間が短くなったということと、例えば今言われたように、補助金の関係が受けやすくなったということですが、そのほかにメリットあるいは逆にデメリットみたいなものはありますか。メリットだけですか。

事務局（落合麻依子主任） 私は、詳細な話まではできかねるのですが、要件はありますけれども、要件をクリアすれば貸し手のほうに税制の優遇措置があると伺っております。

議長（齋藤義治委員） 熊山委員。

4番（熊山直行委員） これは、新規就農でなくてもできるのでしょうか。中間管理機構を通せばできるのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 先ほどの次世代投資資金、要は補助金ですけれども、これ

は、あくまで新規就農の方だけということになりますので、既存の農家さんが中間管理機構を通して借りて補助金が受けられるというのは、特にはないと思います。

議長（齋藤義治委員） 息子さんだったらどうですか。

事務局（草柳真治主幹） 人材投資資金は、一般の農家さんの後継者の方でも、要件を満たせば受けることは可能ですので、そういう要件、たしか経営を別にするとか、そういった基準をクリアしていれば、人材投資資金の対象にはなります。その場合に、中間管理機構を通して借りれば受けやすくなるということにはなると思います。

議長（齋藤義治委員） 数々メリットもありそうなので、もし関心がおありの方は、細かいことは事務局あるいは農業水産課で相談をしていただければ、かなり詳しいことがわかると思います。

そのほかに何かございませんか。

福岡委員。

25番（福岡則夫委員） 解約のほうで、利用権の種類として「使用貸借」で、今度農地中間管理事業になると「賃貸借」となっていますけれども、これでも、経営として成り立つからやるのだらうと思いますけれども、何でこうなったのかということと、面積が、解約のほうで1,460㎡で、1筆ふえて2,410.35㎡となっていますが、この1筆増えた分は、新規に借りるということでしょうか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 使用貸借が賃貸借になった経過については、最初、利用権で、使用貸借でやっていたのを、地主の方が、やはり使用料をいただきたいという話がありまして、今回、中間管理機構への移行をきっかけにして賃貸借に移ったということになっております。

面積につきましては、もともと1,662㎡のうち何平米という形で、これは、実際に測量して面積を出していたのですが、これも改めて測量をし直して、この面積に変更になったということになっております。1筆増えたものについて

2筆が調整（農用地）、その他の筆につきましては、全て調整になります。相続開始年月日、令和元年5月2日。経営面積、13,570㎡。現地確認日、令和2年1月17日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

4番、熊山委員。

4番（熊山直行委員） 本件につきましては、令和2年1月17日に、私、熊山と、相続人の長女、長女の夫、事務局の伊藤さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、宮原宇高田の1筆で水稻の作付け準備中、それ以外の農地では植木が栽培されており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第79号ついて、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第79号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第80号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第8、議案第80号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、長後字山王添の11筆。地目、5筆が田、6筆が畑。地積、11筆合計で8,456㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、全て同左。地積、全て同左。利用状況等、5筆が田（水稲）、1筆が山林現況畑（野菜）、5筆が畑（野菜）。相続開始年月日、平成12年12月16日。免除日、令和3年10月17日。現地確認日、令和2年1月8日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

7番、井上委員。

7番（井上哲夫委員） 本件につきましては、令和2年1月8日に地区委員の私、井上と相続人、事務局の落合さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、長後字山王添の11筆のうち、田の5筆は水稲作付け準備中、畑の6筆はハウレンソウ、トマト、イチゴなどが作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第80号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第80号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第81号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第9、議案第81号「非農地証明願について」、御説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字中根松の2筆。地目、いずれも田。地積、2筆合計588㎡。内容、昭和55年頃から農業用施設用地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和2年1月14日。

番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字西ノ谷の1筆。地目、畑。地積、14㎡。内容、平成14年道路拡張工事後、耕作不能な状態として現在に至る。現地確認日、令和2年1月15日。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭字持瀬の1筆。地目、田。地積、480㎡。内容、昭和53年頃から借地人が事務所兼作業所敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真、建築計画概要書。現地確認日、令和2年1月15日。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から南に約390mの土地になります。

資料は16ページをお開きください。

申請者は、用田字中根松の土地について、昭和55年頃から農業用施設用地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年1月14日に地区委員の私、佐藤と、事務局の落合さんで現地調査を行い、申請どおり農業用施設用地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） 他にないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

8番、古谷委員。

8番（古谷修一委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「宇都母知神社入口」交差点から東に約100mの土地になります。

資料は17ページをお開きください。

申請者によると、遠藤字西ノ谷の土地について、平成14年の市による道路拡幅工事により、擁壁の一部となり、耕作不能な状態として現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年1月15日に地区委員の私、古谷と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり擁壁の一部のため、耕作不能な状態であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

14番、山口委員。

14番（山口貞雄委員） 本件の申請地につきましては、引地川にかかる「天神橋」から北東に約140mの土地になります。

資料は18ページをお開きください。

申請者によると、大庭字持瀬の土地について、昭和53年頃から、借地人が事務所兼作業所敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年1月15日に地区委員の私、山口と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり事務所兼作業所敷地であることを確認しております。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

先ほど来から説明の中で、「神奈川県非農地の定義」というのが言われていますが、その定義というのは、簡単に言うとどういうものですか。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 非農地の定義ですが、前提として農地に復元することが著しく困難であることが挙げられます。そして、立地基準が、許可の要件を満たしているものが要件となりますので、農用地や第1種農地であるとか農用地については、原則として非農地の申請は受け付けられません。ただ、農用地や第1種農地であっても、許可が出せるものもありますので、許可を出せるようなもので非農地になっている場合には、非農地の申請を受け付けられます。

なので、非農地というのは、許可に準ずるものと考えていただいて差し支えないと思います。

また、過去10年間、農業委員会で違反転用として追及されている場合にも、非農地の申請を受け付けられないことになっています。ですので、過去10年間を通して、違反転用として、こちらで指摘をしていないものについては、非農地の定義に当てはまるものになります。

もう1点、「農地を含む筆の1部でないこと」というものが、1つ要件となっております。これはどういうことかと言いますと、1筆の中に、一部だけ非農地だけれども、まだ、少しだけ農地として使っているという場合もあります。その場合には、今言った「農地を含む筆」という考え方になります。非農地というのは、あくまでも筆全体を農地に使っていない場合に受け付けられるものになります。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

1 番（神崎享子委員） 3 番の建物、資料の 18 ページで、工務店さんの作業所が事務所として建っていて、これは、普通に見ると、住宅が連たんしているのですが、私も農地とはわからずに見ていたところですが、違反転用というのはとても難しいと思いますけれども、農地パトロールをする際に、違反転用の土地というか違反地は、農地ではないから、パトロールするときの地図には載っていないですよ。そうすると、違反転用を 10 年間していないところと言っても、そこが違反転用の土地であるかどうかわからないと指摘ができないのではないかと思いますので、その辺のところは、これからどうしたらいいのかなと思いました。

議長（齋藤義治委員） 落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 現在、皆さんに農地パトロールでお渡ししている図面については、農地台帳の中で農地として上がっているものを前提に落とし込みをして、皆さんに地図としてお配りしています。農地台帳に載っているものは、課税上、農地として課税されているものになっておりまして、違反地の場合ですと、全てではないのですが、課税上、農地ではないものもあります。そういったものは地図として載っていないので、結果的にパトロールのときに指摘ができないということになっています。

このことについては、事務局としても、そこを含めた形で地図作成ができるように、今後検討していく予定です。

1 番（神崎享子委員） 近くの人でも、違反地とわかりながらの場合もあるので、そこは難しいと思いますが、皆さんはどのようにお考えですか。

議長（齋藤義治委員） 非農地証明というのは、基本的には、これは違反の是正ですよ。本当は違反のものですが、それを是正するために非農地証明というのを出しているわけですね。

ですから、本来は農業委員が知らないうちに、過去に転用されたものが、ここへ来ていろいろ出てくるわけですがけれども、それが、現地を調査する農業委員としては、ちょっといたたまれないということと言われる人もいます。

ですから、農地パトロールのあり方として、農地だけをパトロールするのか、それとも、このような違反転用とか、そういうものもどンドンパトロールして

いくのかということも、考え方の一つだと思いますが、それまでやると、今度は農業委員の負担もかなり厳しくなると思いますね。

その辺は、今後の検討課題ということで、お願いをしたいと思います。

福岡委員。

25番（福岡則夫委員） 固定資産税は現況課税になっていますけれども、現況課税というのは、どこで、どの時点で切り替えるのか、教えてもらいたいのですが。

議長（齋藤義治委員） 落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 現況が変わった時点で——現況が変わった時点と言いましても、1月1日時点というところがありますので、その土地の1月1日時点でどういった使い方になっているかによって課税が決まってきます。ですので、翌年から課税が変わるという形で考えていただければよろしいと思います。

この課税が変わるという点ですけれども、毎年1月1日に航空写真を撮っておりまして、航空写真を見比べた中で、使い方が違うという場合には現地確認をして、その上で課税の変更をしております。

議長（齋藤義治委員） 1月1日に、時々ヘリコプターが飛んでいることがあろうかと思いますが、あれがそうかなと。1月1日に写真を撮っているということです。

議長（齋藤義治委員） 飯田委員。

12番（飯田芳一委員） 確認したいのですが、現況の課税が変わった場合でも、それを売買する場合には、農地法の対象であるから、それはあくまでも農地として認めているわけですね。要するに売るといふ場合に。

議長（齋藤義治委員） 農地を売るといふことですか。

12番（飯田芳一委員） 違反している農地、農地のパトロールから外れて、農地ではない税金がかかっているとします。それは、もともと違反の農地ですよね。それを、今度売却するような場合、それは、農地法の網がかかっていますから、また農業委員会まで上がってきますよね。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 委員のおっしゃるとおりで、課税が変わって農地台帳から

外れた場合でも、農地法の規制が外れるわけではないので、売買など、そういったときには、農業委員会の許可が必要になってきます。

議長（齋藤義治委員） 違反農地だと売買はできないということですか。

事務局（草柳真治主幹） 違反農地の場合、要は登記簿の地目が田とか畑の場合には、農業委員会の許可が必要になってきますので、農業委員会の許可なしに売却はできない話になります。そのために、証明が出せるところであれば非農地証明を出して売却をするという話にはなりますけれども、先ほど言いましたもともと非農地証明が出せない場合もありますので、その場合には、売却はできないという話になってきます。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

12番（飯田芳一委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 1回でも、農業委員会から違反を指摘されていたら非農地証明は出ないということですか。

事務局（落合麻依子主任） 過去10年間に1度でも指摘があれば、出ないということとです。

議長（齋藤義治委員） それは、書類で残っているということですか。

事務局（落合麻依子主任） 地図に落とし込みをしています。

12番（飯田芳一委員） 時効は関係ないですね。

事務局（落合麻依子主任） 指摘されて以降、事務局が何も追及をしていなければ、結果的には10年超えた後にできてしまう形にはなります。

12番（飯田芳一委員） それでは、中断させるためには、何回も指導しなくてはいけないということですね。

事務局（落合麻依子主任） そうですね。継続して指導していく必要があります。

12番（飯田芳一委員） そのためには、農地パトロールのときにきちんと見ておかないといけないですね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

事務局（加藤 敦事務局長） 過去の案件というか、例えば農業委員さん、推進委員さんにぜひお願いをしたいのは、ふだん通常の生活をされる中で、あるいは農業

国農業委員会会長代表者集会」において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議をされ、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。

つきましては、決議の趣旨に則り、藤沢市農業委員会においても同様の決議を行うものとなります。

読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため、研修等を通じて意識啓発を図ること。

令和2年1月27日 藤沢市農業委員会

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

他市の不祥事については、転用に関して、会長という立場で、自分の優位に進めてしまったということで、そして賄賂を受け取ったということで逮捕されたそうです。昨年は不祥事が2件ぐらいあったのではないかと思います。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 賄賂と改ざんと別々だったですか。

事務局（福岡信二主幹補佐） 昨年10月、時期は大体一緒ぐらいですけども、たしか別府市で、今申し上げた農業委員会の会長が転用に関して贈収賄の事件になって、収賄ということで逮捕されているということです。奈良市のほうでは、転用に関して、書類の改ざんがあったということで聞いております。

議長（齋藤義治委員） 藤沢市の農業委員会では、先ほど「議事参与」ということが出てきましたが、それに該当する委員には、外に出てくださいというのが「議事参与の制限」ですね。

あと、議事録は全部出しています。公表していますから、その辺は大丈夫だということです。

全国でいろいろこういう問題が時々出てきますけれども、県の農業会議のほうでも非常にピリピリしておりましたので、今回この申し合わせ書を出して、また来年もこれを出すというようなことですね。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 補足の説明ですが、今、会長がおっしゃったように、今回、こういった形で決議をさせていただきましたが、全国農業会議所からは、市、町の農業委員会で、こういった形で毎年12月あるいは1月に決議をするようにということで通達を受けております。

それで、今御説明を申し上げましたように、「議事録の公表を適切に」ということで、特に何か新しいことをするというよりは、今までやっているとおりでよろしいと思うのですが、2番目のところで、今お話も出ましたけれども、「法令遵守を徹底するために研修等を通じて意識啓発を図ること」と書かせていただきましたので、事務局でも、何らかの機会を使わせていただいて、これまでの研修に加えて、そうした研修などを開催できればと思っております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） はい。

他にございませんか。

— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第82号について、決議することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、第82号について、決議することに決定をいたします。お手元の議案書の（案）をお消してください。

本日、予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等ございますか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 事務局から2点ほど報告をさせていただきます。

1点目が、お手元の「令和元年度 藤沢市農業委員会 視察行程表」を御覧いただければと思います。こちらは、修正版ですが、令和2年1月30日（木）の行程表となっております。

朝、市民会館ロータリーの車寄せのところを出発いたしまして、各停車場ポイントに寄らせていただいて、午前中、埼玉県川島町の金笛しょうゆパークの見学、同じ場所で昼食をとっていただいて、午後は、川越市の@FARMの見学を予定しております。そして、大体夕方5時ぐらいに市民会館のロータリーに到着する予定です。

申し訳ございません、午前中の視察の受け入れ先（金笛しょうゆパーク）から、当初11時からの見学予定を、少し早めに開始させていただけないかと、本日連絡がありまして、大変申しわけないのですが、見学のスタートを10時50分にしております。

つきましては、藤沢を出る時間を、各ポイントで15分から20分ほど早めておりますので、お間違いのないようにお願いします。8時15分が市民会館の出発となっておりますので、体育センターは8時30分、農協のわいわい市が8時35分、農協の長後支店が8時50分、御所見不動産前が9時5分を予定しています。

視察の行程については以上になります。

もう一点は、特に資料はありませんが、地区協でもお話しさせていただいてますけれども、3月の総会の開催場所と開催日程につきまして、まず開催場所ですが、次回2月まではこちらの会場で予定をしていますけれども、3月につきましては、分庁舎が新しくなりましたので、分庁舎の2階に、総会を開くのに適した会議室ができましたので、3月はそちらで開催できればと考えております。藤鶴・村岡・明治地区の地区協につきましても、同じ分庁舎内で会議室等を確保する予定でおります。

あとは時間ですけれども、3月総会は、午後2時半開始予定で考えておりますが、4月以降の総会につきましても、今申し上げた分庁舎の2階で総会の開催ができそうなので、以前は4月以降の総会につきましては、場合によって午後3時の開始とさせていただくかもしれないと御案内を申しあげましたけれども、まだ、決定ではないのですが、なるべく分庁舎の2階会議室で、今までどおり午後2時半から開始できるように、事務局では考えていますので、よろしくお願いたします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、皆さんから何かございませんか。

井上委員。

7番（井上哲夫委員） その場合の、会議室の場所などは、まだ決まっていないのでしょうか。

事務局（福岡信二主幹補佐） 場所は決まっているのですが、ただ、分庁舎の2階は、御存じのとおり地域福祉プラザが大部分を占めているので、会議室は、奥のわかりにくい場所ではありますけれども、なるべく早めに場所をご案内できればと思います。日程につきましては、3月は25日で御案内をさせていただいていると思いますが、3月は26日（木）、あるいは27日（金）、どちらかの開催を考えております。というのは、2月は市長選がありまして、議会日程も変則的になる関係で、3月25日の開催ができない可能性もありますので、3月26日、あるいは27日に分庁舎の2階の会議室で開催を考えておりますので、よろしくお願いたします。

4 番（熊山直行委員） それは、2月の総会でわかるということですね。

事務局（福岡信二主幹補佐） 2月の総会、地区協までには確定して御連絡いたします。

議長（齋藤義治委員） 他にございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして1月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時02分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)